

SDGs 未来都市 こおりやま
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS
世界を変えるための17の目標



～農家の皆さんへ～

郡山市

農政だより

郡山市
イメージキャラクター
がくとくん



第39号

令和2年10月発行

米の放射性物質検査方法が「モニタリング検査」に移行します

園芸畜産振興課 ☎924-3761

令和2年産から郡山市内で生産された米については、旧市町村ごとの「モニタリング検査」の結果が出るまで出荷・販売を控えてください。(無償譲渡を含む)



みなさんに注意してほしいこと

- JA等の集荷業者への集荷は、モニタリング前でも可能です。
- モニタリング検査の結果が出るまでは、親戚や知人への無償譲渡も控えてください。
- 郡山市内に居住している方でも、田村市等の12市町村で生産されている米については全量全袋検査を実施する必要がありますので、詳しくは市へお問い合わせください。
- 今年から全量全袋検査用シールは配布いたしません。

福島県産米の安全確保のため、農家の皆様には引き続き、収穫・乾燥・調製時の異物混入による二次的な汚染防止などの取り組みに御協力をお願いします。



県内の検査のしくみ

- 福島県では、令和2年産米より、避難指示等のあった12市町村では「全量全袋検査」を、それ以外の地域においては、「モニタリング」に移行します。

【全量全袋検査を継続する地域】

田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び川俣町(旧山木屋村)

- 県では、旧市町村(昭和25年2月1日時点)ごとに3点のモニタリングを実施します。
- 検査の結果、玄米から基準値を超える放射性セシウムが検出されなかった場合は旧市町村ごとに出荷・販売の自粛を解除します。
- モニタリングの詳細は、県のホームページへ掲載されます。

農作業中の事故にご注意ください!

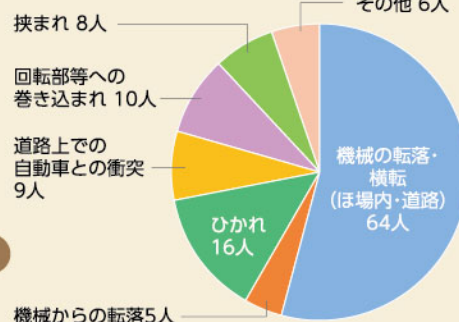
園芸畜産振興課 ☎924-3761

市内で今年7月に、トラクターが道路脇の田に転落する死亡事故が発生しています。これまで特に春と秋の農繁期に多く発生していますので、秋の農繁期を迎える前に作業を見直し、農作業事故ゼロを目指しましょう!

- 作業計画を立て、余裕を持って作業しましょう!
- 無理な圃場への進入、畔越えはやめましょう!
- 機械の点検・清掃時はエンジンを切りましょう!



■原因別の農業機械作業に係る死者数
(平成29年乗用型トラクター、農用運搬車)



出展:農林水産省より

中山間地域等直接支払制度対象地域の拡大について 農業政策課 ☎924-2201

中山間地域等直接支払制度の第5期対策(令和2年度～令和6年度)の県特認地域が決定しました。要件見直しにより、第4期対策に比べて対象地域が拡大しています。お住まいの地域が該当するか知りたい、制度の概要を教えてくださいなどありましたらお気軽に農業政策課までお問合せください。

【対象地域(表記は昭和25年2月1日時点の旧市町村、順不同)】

岩江村、高瀬村、中妻村、三和村、穂積村、河内村、多田野村、片平村、喜久田村、日和田町、小泉村、月形村、中野村、三代村、福良村、赤津村、熱海町、丸守村、逢隈村、高野村、宮城村、御館村、守山町、谷田川村、二瀬村

※赤字は新たに取り組みができるようになった地域
(対象が一部から全部になった地域を含む)



▲中田町の協定農用地

【主な交付要件】

- 取組面積の合計が1ha以上あること。
- 農用地の団地の傾斜が田で1/100以上、畑・草地で8度以上あること(測定は市が行います)。
- 協定に基づいて5年間以上農業生産活動を継続して行うこと(耕作者本人の死亡、高齢、病気等により継続が困難な場合等はこの限りではありません)。

多面的機能支払制度を活用して、農地等の保全に御協力ください

農地課 ☎924-3921



▲農地等の保全活動の様子

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、施設(水路・農道等)の軽微な補修や環境保全のための共同活動(植栽等)を支援する「多面的機能支払制度」があります。地域で組織を設立し事業計画を作成していただき、その計画に基づいて地域の環境保全活動に参加される方への日当などに対し補助金が交付されます。

堆肥マップをご活用ください

園芸畜産振興課 ☎924-3761

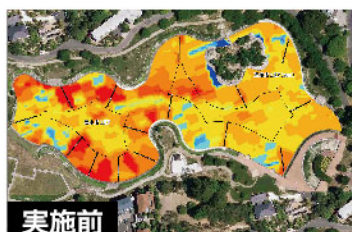
畜産農家と連携して良質な堆肥を提供するため、「郡山市堆肥マップ」を作成しました。良質な堆肥は、作物に養分を供給するだけでなく、地力の向上に効果がありますので、ぜひご活用ください。



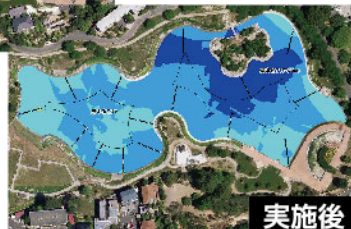
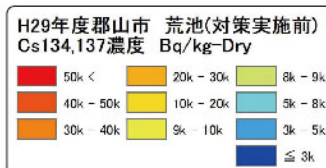
ため池放射性物質対策について

農地課 ☎924-3921

平成27年度から、原子力災害からの環境回復を目的に、ため池放射性物質対策事業に取り組んでいます。市街地にあるため池については完了し、市街地以外にある55箇所のため池のうち令和元年度から実施している30箇所に加え、本年度から25箇所(つりため池等)の池底土壌等の除去(しゅん渫)を実施しますので御理解と御協力をお願いします。



実施前



実施後

▼調査状況





「こおりやま園芸カレッジ」のご案内

園芸振興センター ☎957-2880

園芸振興センターでは、意欲ある農業の後継者を育成することを目的に、1年を通じて園芸作物の栽培技術を学ぶ「こおりやま園芸カレッジ」を実施しています。



対象 こおりやま広域連携中枢都市圏内に就農する18歳以上60歳以下の方

内容 野菜、花き栽培技術の習得のための講義、実習、市内先進農家視察等

費用 無料(ただし、教材費、傷害保険料等については実費負担)

*農業次世代人材投資資金(準備型)に対応しています。

体験入校

令和3年度入校希望者を対象に、下記のとおり体験入校を実施します。

日時 [1回目] 10月13日(火) 午前9時30分～正午
[2回目] 10月14日(水) 午前9時30分～正午

場所 郡山市園芸振興センター
(郡山市逢瀬町多田野字寒風坦161)

申込み 10月8日(木)までに園芸振興センターに
電話又はFAX(967-0019)で
(氏名、住所、電話を記入)

内容は
2回とも
同一です。



▲トマト管理の様子



▲講義の様子



「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業政策課 ☎924-2201

「人・農地プラン」とは、農業者が話し合いに基づき、地域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者(中心経営体)及び当該地域内の農業者、農地の将来の在り方を明確化するものです。

作成した「人・農地プラン」に中心経営体として位置づけられることにより、要件に合致すれば各種事業の対象になる場合があります。ご要望のある地域・集落で随時説明会を開催しておりますので、農業政策課までご相談ください。



農業を始めてみませんか!—農業を始める人・法人を応援します—

農業委員会事務局 ☎924-2481

農業を始めるには、農地の確保など一定の要件が必要になりますので、各地区の農業委員、農地利用最適化推進委員にご相談ください。就農後のフォローアップ活動も充実しております。また、毎月、各行政センターで農業相談も行っております。詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。



農地中間管理事業の活用について

農業政策課 ☎924-2201

農地中間管理事業は、農地バンク(農地中間管理機構)が農業をリタイヤしたい方や経営規模を縮小したい方から農地を一旦借り受け、規模拡大したい担い手に転貸する制度です。

貸借の手続きが簡単で、毎年の賃借料の支払い手続きは農地中間管理機構が行います。

また、リタイヤ等をする農地の出し手や集積率の高い地域には機構集積協力金の交付があり、農地を借受けた担い手は原則10年間の貸借のため安定した営農が可能となるメリットがあります。(協力金の交付には一定の要件があります。)

公的機関ですので安心です。農地を貸したい、農地を借りたい方はご相談ください。



市場の朝市“ドライブスルー市場”

卸売市場管理事務所 ☎961-1140

郡山市総合地方卸売市場では、事前に注文した新鮮な魚介類等を車に乗ったまま購入できる「ドライブスルー市場」を開催します。

プロ厳選の市場直送の新鮮な味をお楽しみください。

- 開催日時／毎週土曜日 10:00～12:00
- 開催場所／卸売市場水産棟前駐車場(郡山市大槻町字向原114)
- 注文方法／電話・FAX・市場組合ホームページ申込フォームで注文(要事前予約)
- 支払方法／受取日に現地で支払(現金のみの取り扱い)

問い合わせ／朝市実行委員会(市場組合内) ☎962-9976



▲商品の一例(贅沢セット)

農業振興地域の整備に関する法律に係る手続きについて

農業政策課 ☎924-2201

農業振興地域の整備に関する法律(以下、「農振法」)に係る農業振興地域整備計画の変更申出の受付締切りについては、4月・8月・12月の20日に変更(以前までは4月・8月・12月の末日)となりました。

また、今年3月、農振法施行規則が改正され、一定の要件※を満たす農家レストランは農業用施設の位置付けとなりました。これにより、他法令(農地法、都市計画法など)での許可見込みがあることを前提に、**農振法上の手続きをした上で、農業用施設用地に農家レストランを設置することが可能となりました。**興味がある方は農業政策課までご連絡ください。

※農畜産物又は加工品を材料として調理されたものを提供する施設であって、材料のうち農業者自らの生産する農畜産物等及び農業者自らの生産する農畜産物等加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるもの。

令和3年産は、飼料用米を主体とする生産調整にご協力ください

農業政策課 ☎924-2201



平成30年に国による生産数量目標の配分が廃止となり今年で3年目となりましたが、国内の米の消費量が年間10万トンペースで減少していますので、米価安定のためには、飼料用米を主体とする生産調整の取り組みが重要です。

このため、県を中心に生産目標の目安を設定し、需要に応じた米の生産推進に取り組んで参りますので、引き続き、皆様のご協力をお願いします。

生産調整の取り組み方法につきましては、最寄りのJA、米集荷業者(生産調整方針作成者)、市農業政策課までご相談ください。

郡山市産の野生きのこ・山菜類は出荷販売ができません

林業振興課 ☎924-2231

野生きのこや、野生のたらのめ、野生のうい、こしあぶら、たけのこ、こごみ、ぜんまいの山菜類については、国から出荷制限等が指示されていますので、出荷、販売をしないでください。



森林の立木を伐採するとき、伐採後の造林が完了したときには届け出が必要です

林業振興課 ☎924-2231

森林法では、森林を伐採する際に「伐採及び伐採後の造林の届出書」、伐採後の造林が完了した際に「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」を提出することが義務づけられています。届出の様式や必要書類等については、市ウェブサイトにより公開しておりますので、速やかな提出をお願いします。

- | | | | |
|----------------|-----------|-----------|-----------|
| ●農業政策課 | ☎924-2201 | ●農地課 | ☎924-3921 |
| ●園芸畜産振興課 | ☎924-3761 | ●林業振興課 | ☎924-2231 |
| ●総合地方卸売市場管理事務所 | 大槻町向原 | ☎961-1140 | |
| ●園芸振興センター | 逢瀬町多田野 | ☎957-2880 | |

郡山市農政だより 第39号(令和2年10月)

編集発行:郡山市農林部農業政策課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7
TEL.024-924-2201 FAX.024-938-3150



この印刷物は、FSC® 認証紙と、環境にやさしい植物油インキを使用しています。この印刷物は印刷用の紙へリサイクルできます。

